

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年3月26日認可した。

平成31年4月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山王西岡地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大野地地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）我久地区
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）村道下3号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）北岡2号地区